「日本銀行防災業務計画」中一部修正

○ 第1を横線のとおり改める。

この計画は、災害発生時およびそのおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)において、我が国の中央銀行として、銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資するため、災害対策基本法第39条第1項、大規模地震対策特別措置法第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項および日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第65条第1項の規定に基づき、日本銀行の業務について、防災に関し必要な体制を確立するとともに防災に関しとるべき措置の基本を定めることを目的とする。

○ 第3を横線のとおり改める。

災害発生時等における業務の円滑な遂行を期するため、あらかじめ、次に掲げる措置その他の本支店各部署における防災体制の有機的な整備を実施する。また、災害発生時等において、必要に応じ本店または支店に災害対策本部またはこれに準ずる組織を設ける。

- ・災害応急対策および地震防災応急対策の対象となる業務の選定
- ・当該業務の実施に必要な人員および物資の確保に係る計画の策定
- ・被害情報の収集に係る体制の整備
- ・地震予知情報、警戒宣言およびこれらに関連する情報(以下「地震予知情報等」という。)、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震 注意情報ならびに津波警報その他の防災に必要な情報および命令等の 伝達経路の設定
- ・関係行政機関との連絡体制の整備

○ 第4の4.を横線のとおり改める。

災害発生時等において防災業務が迅速かつ的確に行われるよう、常時関係職 員に対し災害発生時等にとるべき措置を教育し、指導する。

とくに強化地域および推進地域の本支店においては、職員に対し、次の事項 を含む地震防災上の教育を実施する。

- ・地震予知および、南海トラフ地震臨時情報<u>および北海道・三陸沖後発</u>地震注意情報の内容
- ・当該各地域において予想される地震および津波に関する知識
- ・地震予知情報等<u>および、</u>南海トラフ地震臨時情報<u>および北海道・三陸</u> <u>沖後発地震注意情報</u>が出された場合ならびに地震が発生した場合に具 体的にとるべき行動に関する知識および職員として果たすべき役割
- ・ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識および今後 取り組む必要のある課題